

件名	職員の出勤時間について
受付日	令和元年6月7日
ご意見・ご提案の概要	始業時刻後に出勤している職員の姿が見られるが、遅刻ではないか。
県の考え方	<p>このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>県では、職員の育児支援等のため、一定の要件に該当する職員について勤務時間の特例を設けており、個々の職員の始業時刻を変更している場合があります。</p> <p>こうした点も踏まえまして、ご意見いただいた機関について調査したところ、遅刻という事案は見受けられませんでした。</p> <p>サービス規律の遵守につきましては、今後も徹底を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
担当課	総務部 行政管理課